

【部会名】源泉部会

【タイトル】9月（一泊）研修会

【日時】平成20年9月12日（金）～13日（土）

【場所】群馬県・水上館

【演題】「源泉徴収を忘れやすいケース」

【講師】矢部輝氏

（東京税理士会・江東東支部長）



【概要】主な内容は以下の通り。

（1）退職所得の受給に関する申告書を会社に提出していないと、20%課税、

（2）非居住者（日本に住んでいない者）に対する支払い

原則は20%課税。（例えば、海外赴任する事に伴い、日本でのマンションを会社が借り入れて社宅にした場合の家賃収入）

租税条約があると、源泉徴収は不要。但し、「租税条約に関する届出」を税務署へ提出する事が要件。



（3）褒賞金も、給料に加算して源泉徴収する。

（4）海外に社員旅行をした場合で「社員の給料としては課税しない」為には、条件（妥当な旅費等）がある。

（5）「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入（業務主宰役員の給料を支払わなかったとして計算した所得が、過去3年平均で1600万円超なら、その給料所得控除額が損金不算入となる場合がある）」にも注意。

また、税務調査の円滑化と簡素化を図る書面添付制度（会社が税務申告書を税務署へ提出する際に、その内容が正しいことを税理士が確認する書類を添付する制度）も紹介された。